

## ○ 警察庁職員に係る技能指導官に関する訓令

(平成7年1月18日警察庁訓令第1号)

(最近改正：令和6年3月29日警察庁訓令第5号)

警察庁職員に係る技能指導官に関する訓令を次のように定める。

(目的)

**第1条** この訓令は、実務経験が豊富な警察庁職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(技能指導官の設置)

**第2条** 技能指導官を置くことを必要とする内部部局の課、皇宮警察本部の課及び護衛署並びに地方機関の課（管区警察学校、府県情報通信部（県情報通信部を含む。）、方面情報通信部及び通信支部の課を含む。以下同じ。）並びにこれらに準ずるもの（以下単に「課」という。）は、専門的技能等の種別に応じ、長官官房長（以下「官房長」という。）が内部部局の各局長及び各部長、皇宮警察本部長並びに地方機関の長（当該地方機関が四国警察支局である場合にあっては、中国四国管区警察局長）の意見を聴いて定める。

(技能指導官の行う職務)

**第3条** 技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(技能指導官に充てる職員)

**第4条** 技能指導官は、原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の警察庁職員のうち、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める審査（専門的技能等の種別により当該審査を

行うことが適当でない場合は、別に官房長が定めるところにより行う審査)を経た者をもって充てるものとする。

- (1) 内部部局の課に置くこととなる者 警察庁次長を委員長とし、内部部局の官房長、各局長及び各部長を委員とする技能指導官審査委員会が行う審査
- (2) 皇宮警察本部の課及び護衛署に置くこととなる者 副本部長を委員長とし、各部長を委員とする技能指導官審査委員会が行う審査
- (3) 地方機関の課に置くこととなる者 総務監察部長（東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局にあつては総務監察・広域調整部長とし、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部にあつては通信庶務課長とする。）を委員長とし、各部長（中国四国管区警察局にあつては、各部長並びに四国警察支局長及び四国警察支局情報通信部長とし、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部にあつては各課長とする。）を委員とする技能指導官審査委員会が行う審査  
(技能指導官名簿の作成等)

**第5条** 技能指導官を任命したときは、技能指導官名簿を作成し、及びその周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

(雑則)

**第6条** この訓令に定めるもののほか、訓令の実施のため必要な事項は官房長が定める。

附 則 (略)